

33 明治10年10月21日 菊池長閑

第九号十月廿一日認

当年田畑とも作合宜田ハ昨年ハ本薄之分劣れり畑ハ勝れりといふ何寄安心なり然とも我等如き米ヲ以て活計する者ハ作合宜けれハ価安直加之利息之制限布達ニ候得は弥ヶ上入箇減し五厘之減租ハ一ツ之補になれとも区費之半減ハ名而已にして実ハ引足さる由ニ而当年ハ別途区費と号して其不足を取立ニ成れハさまで右ハ補ニハ不成来年ニ至らハ何様之外題ニ変換する哉種々之噂も聞ゆれとも確定ならず物価逐年騰り此通にてハ息を突へき間もあるましく候況や資本無き族想像ヤられたり

当年も御祖母様鶯宿へ二週御湯治御相応にて本月十日御機嫌能御帰りなり家内不残入湯為致候得共我等留主(マ)之都合出来兼終御見舞にも出兼御留主中禁足せり

本月三日午後より近年ニ覚なき大雷夜ニ入大雨盆を傾るか如し中ニハ雹も交り石鳥谷辺ハ殊更大雹之由鶯宿ハ山間故響も強く震働すたるよし処々エ落たる由なれとも見舞するへき程之事も無之候

鹿兒島の賊も去月廿五日巨魁西郷始桐野等対死漸ニ平定総督始海陸軍兵御引揚之由本宿ハ去月廿八日ニ横須賀ニ無事ニ而帰艦せり先以御互安心也

小川町若御前様御脚氣之御症にて病院佐藤ニ被為入一際御快方
之御様子之処御衝進心にて本月一日御卒去之由驚入從五位様御愁
傷奉恐察候

当年園中茶一斤半計外ニ番茶とも号すへぎ粗茶二斤計手製い
たし候夏之頃岩谷堂之者より製法得伝授已來當時風之製ニ成風
味も唯今までと連絡段宜出来大慶致居候來年ハ三四斤ハ出来可
申と右岩谷堂之者申候右上下概壹円式三十錢位之価ニ可有之
中々楽ニ成候当年も種を調門前之宅地跡或ハ園中見計時附可
申と存候今四五年後ニ至らハ年中之遣料位ハ收納可有之と存
候

葡萄も当年ハ平筑にて盛上ケ一つ半計り收納せり然るに当地之
風ハ皆棚にして其下タ如何様之草木植る時とも生長せず無駄地
也荒蕪地ニあらされハふとうを植る甚以費なるか如し西洋にて
ハ棚ニあらす塀柱を建たる如く大丈夫之柱を鉄也一列に建て
其間ニ細き手ニなるへぎ物を結付夫ニはわせ右之如く幾筋も建
列此地にて譬ていは、畑エ木
列瓜さけに手を遣たる如き冬時ニ至て蔓を切離し繩ヲ以其蔓を一
本之如く纏メ結び置翌春に至て其蔓をほとき扇を開たる如く左
右ニ散し一々手ニ結付と也尤冬ニつるを切離し纏たる時丈八尺
に切り土際より
之丈なり年々右之如くすると或人の嘶也弥右之通なるも
の也其如くなれハ土地にも無駄ニ成らず又垣添或ハ堰際杯ニ屈
曲さするに宜しく考られ候右説之如くならハ來春ハ棚を廢止西
洋風に可致如何なるものや見聞候ハ來春二月頃まで其大概を
取調可遣候

於くの義に今相応之縁談無之甚氣掛ニ候当春頃兩三軒申入有

之候得共とても相談難成向計にて断候已來何方よりも不申來候
聳を取れといふ者もあり近頃ハ東京にて聳を世話するといふ者
もあれともおたまの存入にも於磯お波も東京ニ行可申候得は專
ら力と可頼ハおくのおよし之兩人也後々ハ兄弟は専ら力になる
者なれハおよし為にも遠方エ手離し兼候と之事是も一理なきに
もあるましく聳を取れハ貴様寄留中も家之事ハ我等一人ハ少し
ハ心休ミにも可成候得共當時之内計にてハ中々一竈為建へき力
無之是にも決心兼居候貴様年期にて來年にも帰朝と申期近か
らハ其上相談取究方も可有之候得共是も未だ程遠し年も次第増
彼是ニ付相談相手もなしとハ実に当惑ニ候行末之処何分心付も
あらハ存付承度候

最早岩峰に雪降下り折々時雨之催と成候作菊當時盛也

於く霜も風もへたつる袖垣に

後ろやすくも菊はにほへる

武夫殿

長閑

(封筒裏)

「亞米利加国ポストン府

ポートウイン。ストリート

二十二番 (武夫注記)

菊池 武夫殿

要書報平安

(封筒裏)

「大日本岩手県陸中国盛岡

外加賀塾八十六番

菊池 長閑
十月廿三日発

(武夫注記)
「返答済」